

# NEWS RELEASE

## 国土交通省 近畿運輸局



国土交通省

### 【問い合わせ先】

- ・近畿運輸局 自動車監査指導部  
(藤原、矢野)  
(電話) 06-6949-6449
- ・近畿運輸局大阪運輸支局 監査部門  
(酒井、後藤)  
(電話) 072-822-5254

令和3年10月14日

## 西日本ジェイアールバス株式会社に車両停止命令

この度、下記の路線バス事業者に対して、大阪運輸支局が立入監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより、令和3年10月14日付けで行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 事業者名及び営業所名

事業者名：西日本ジェイアールバス株式会社（法人番号：3120001057487）  
営業所名：大阪北営業所（大阪府大阪市北区豊崎6丁目2番地31号）

#### 2. 立入監査の実施日

令和3年6月23日

#### 3. 監査の端緒

令和3年5月3日（月）大阪駅JR高速バスターミナル発、JR松山支店行の高速路線バスにおいて、当該路線バスの運転者がイヤホンで音楽を聴きながら乗務していた事案が発生したと当該事業者から報告を受け監査を実施。

#### 4. 行政処分（不利益処分）について

(1) 処分年月日：令和3年10月14日

(2) 処分内容：道路運送法第40条に基づく輸送施設の使用停止処分  
延べ10日間の事業用自動車使用停止処分  
【2両×5日】

#### (3) 行政処分の対象となった法令違反の内容

- ・運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切（再違反）】  
〔運転者に対する指導監督義務違反〕（道路運送法第27条第3項）  
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

配布先  
青灯クラブ  
陸運記者会(ハイク・トラック)